

陸上競技実施要領

1 競技規則

令和5年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則(公益財団法人日本パラスポーツ協会制定)によるもののほか、この要領に定めるものとする。

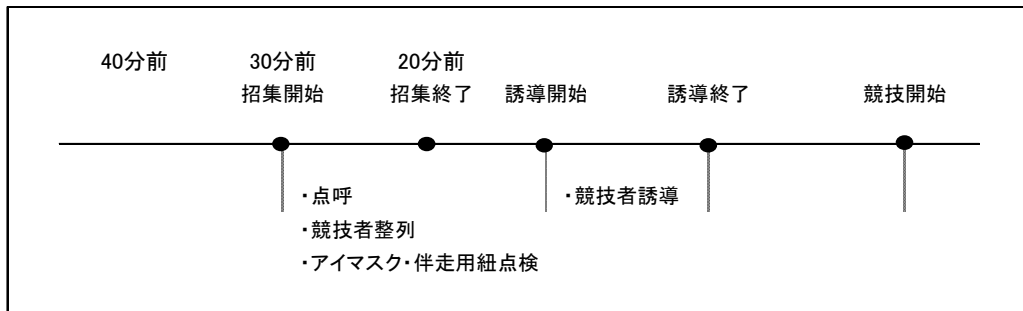
2 招集

(1) 招集場所は、第4ゲート付近にする。

(2) 招集時刻は、競技種目の開始時刻を基準として下記のとおりとする。

・招集開始時刻 ⇒ 競技開始 30分前から

・招集完了時刻 ⇒ 競技開始 20分前まで



(3) 招集の方法

ア 選手は、招集時間内に点呼を受ける。代理は認めない。

イ 招集が終わった選手は、係員の指示に従い、整列して誘導を待つ。

ウ 招集完了時刻に遅れた選手は棄権したものとみなし、競技に出場することができない。

エ 伴走者の持つ紐は、招集所において長さを確認する。

オ 障害区分24の選手は装着するアイマスクは、招集において光が漏れないか競技役員が確認するとともに、不正なアイマスクを持ち込まないように手荷物検査を行う場合がある。

3 競技者の服装

(1) 競技を行う時は、競技用の服装(ランニングシャツ、トレーニングシャツ等)を着用しなければならない。

(2) 番号布(ゼッケン)は、主催者が交付した登録番号を本人が準備し、競技用服装の上衣の胸部及び背部に付ける。ただし、走高跳びについては、胸部または背部のどちらかに付ければよい。また、車いす使用は、競技役員の指示に従い、車いすの見やすい位置に付ける。

(3) 競技の際に使用する靴は、日本陸上競技連盟競技規則の定めるところとし、競技用靴のスパイクのピンの長さは9mm以下、走高跳、ソフトボール投及びジャベリックスローは、12mm以下とする。

厚底の厚さは、トラック競技では800m未満の種目は、最大20mm、800m以上の種目は最大25mmとする。(フィールド競技に関しては厚底の厚さの規定は適用しない。)

なお、障がいにより補助具等を使用している場合は、この限りではない。また、危険(けが)の予防上、裸足での競技参加は認めない。

4 介助者・伴走者

(1) 介助者・伴走者として競技場内に入場を希望する者は、あらかじめ主催者の許可を受けなければならない。

「介助・伴走許可証(ビブス)」の交付を受けた者に限り競技場内に入場することができる。介助者・伴走者の入場を申請できる選手は、競技規則集に定める障害区分に拠る。

申請が対象となる障害区分

原則として、**区分番号10、16、17、23、24、25**であるが、場合によっては**区分番号18、27**も申請対象となる。いずれの場合も申込時に理由を添えた申請が必要である。また、特例として重複障害により上記区分に該当する障害があるが、上記区分以外で参加する場合は会場の同伴が認められる。

なお、大会当日、急きょ、介助者を要する事情が発生した場合のみ「介助・伴走許可証(ビブス)」の交付を申請できる。ただし、「不安がっている」、「緊張している」など、障がいの種類や程度によらない理由での許可は認めないものとする。

(2) 介助者及び伴走者は、競技役員の指示に従うものとし、競技場内では選手の競技上有利になるような助言等はしてはならない。また、競技役員から注意・警告を受け、聞き入れない場合は、選手を失格とする。

(3) 介助者及び伴走者は、カメラ・ビデオ・携帯電話、若しくは類似の機器等を競技区域内で所持または使用することはできない。また、競技に関係ない物についても持ち込むことができない。

5 競技場への入退場

(1) 競技場への入退場については、すべて係員の指示により行う。

(2) 競技が終了した競技者は、競技補助員により競技者待機所に誘導された後、解散する。

ただし、1～3位までの入賞者は、競技補助員の誘導のもと、メダル受渡所で入賞メダルを受けとり、解散する。

6 競技方法について

(1) トラック競技の走路順または競技順および、フィールド競技の競技順は、プログラム記載順とする。

(2) 50m、100m、200m、400m競走はセパレートで行う。ただし、視覚障害者(障害区分24)の50m競走は、オープンレーンで1名ずつ行う。なお、800m競走は、第1曲走路のブレイクラインまではセパレートで行う。

(3) トラック競技で他の走者を妨害した場合は、その競技者を失格とする。なお、この場合において、再レースは行わずレースは成立したものとする。

(4) セパレートレーンで行う視覚障害者のトラック競技では、1選手に2レーンを割り当てる。

(5) 視覚障害者の50m競走に出場する競技者が使用する音源は、ハンドマイクに収納した音響(電子音)または選手団で用意したものを使用することができる。

- (6) 走高跳を除くフィールド競技の試技は、3回までの試技が許される。
- (7) フィールド競技の場合、練習は試技順に1回を原則とする。ただし、競技運営の関係上、練習時間をとらずに直接試技に入ることがある。
- (8) 視覚障害者(障害区分24・25)の立幅跳および投てき種目については、必要に応じて競技役員、競技補助員等が方向を指示する。ただし、立幅跳については声や音源による援助は行わない。
- (9) 視覚障害者(障害区分24)の選手は、競技エリアで光を通さないアイマスクを装着しなければならない。アイマスクを外すことができるのは、審判が認めたときだけであり、無断で外す(顔から離したりめくったりする行為を含む)ことは認められない。
- (10) 投てきに使用する競技用具は、主催者が用意したものとする。
- (11) 砲丸投はローテーションで行い、ジャベリックスロー、ソフトボール投は3回連続して行うものとする。ただし、車いす使用者は、種目に関わらず3回連続して行う。
※車いす使用者以外の選手についても、競技運営の関係上、3回連続して投げる場合がある。
なお、1回の試技時間は、競技役員が投てき用器具を手渡した時点から1分間とする。
- (12) 車いすで100m以上の競走競技に出場する選手は、ヘルメットを着用して競技しなければならない。※ヘルメットの貸し出しは行わない。
- (13) 車いすで800m以上の競走競技に出場する選手は、競技用車いす(レーサー)を使用しなければならない。
- (14) すべての視覚障害者の走幅跳の踏切板の長さは1mとする。

7 表彰

表彰式は行わず、競技終了後、各組別に1位～3位までの入賞者にメダルを授与する。

8 その他

- (1) 競技場へは、大会役員、競技役員、競技補助員や競技者及びあらかじめ許可された介助者・伴走者、報道関係者以外は立ち入ることができない。
- (2) 競技の結果または行為に関する抗議は、選手団責任者を通じて行うものとする。